

下線をクリックすると  
該当するページへ移動します

平成27年第3回定例会  
新冠町議会会議録  
第1日 (平成27年9月15日)

◎議事日程 (第1日)

開会宣告

開議宣告

議事日程の報告

- |        |        |  |  |
|--------|--------|--|--|
| 日程第 1  |        |  | 会議録署名議員の指名   |
| 日程第 2  |        |  | 会期の決定  |
| 日程第 3  |        |  | 諸般の報告  |
| 日程第 4  |        |  | 行政報告<br>(町長)<br>1、 <a href="#">新冠町戦没者慰霊祭の開催について</a><br>2、 <a href="#">サポートセンター えましあの事業開始について</a><br>3、 <a href="#">新冠町地域見守り見回り活動事業協定締結について</a><br>4、 <a href="#">J R日高線の復旧に向けた取組等について</a><br>5、 <a href="#">高規格幹線道路 日高自動車道「厚賀静内道路」について</a><br>6、 <a href="#">岩清水新冠ダム線21.1km地先法面崩壊について</a><br>7、 <a href="#">国保診療所・所長の退任について</a><br>8、 <a href="#">ピーマン選果施設整備事業の進捗状況について</a><br>9、 <a href="#">農作物の生育状況と販売状況について</a><br>(教育長)<br>1. <a href="#">教育委員の活動について</a><br>2. <a href="#">学校教育の推進について</a><br>3. <a href="#">新冠町立認定こども園ド・レ・ミの教育・保育について</a><br>4. <a href="#">社会教育の推進について</a> |
| 日程第 5  | 同意第 4号 |  | <a href="#">新冠町教育委員会委員の選任について</a>  |
| 日程第 6  | 同意第 5号 |  | <a href="#">新冠町固定資産評価審査委員会委員の選任について</a>  |
| 日程第 7  | 報告第 7号 |  | 例月出納検査等の結果報告について   |
| 日程第 8  | 報告第 8号 |  | <a href="#">新冠町の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告について</a>  |
| 日程第 9  | 報告第 9号 |  | <a href="#">平成26年度健全化判断比率及び資金不足比率について</a>  |
| 日程第 10 | 認定第 1号 |  | <a href="#">平成26年度新冠町一般会計歳入歳出決算認定について</a>  |
| 日程第 11 | 認定第 2号 |  | 平成26年度新冠町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について  |

- 日程第12 認定第3号 平成26年度新冠町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第13 認定第4号 平成26年度新冠町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出決算認定について
- 日程第14 認定第5号 平成26年度新冠町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第15 認定第6号 平成26年度新冠町介護サービス特別会計事業勘定歳入歳出決算認定について
- 日程第16 認定第7号 平成26年度新冠町立国民健康保険診療所事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第17 会議案第9号 [特別委員会の設置について](#)
- 日程第18 議案第34号 [新冠町個人情報保護条例の一部を改正する条例について](#)
- 日程第19 議案第35号 [新冠町手数料条例の一部を改正する条例について](#)
- 日程第20 議案第36号 [新冠町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について](#)
- 日程第21 議案第37号 [新冠町家畜共進会場設置条例を廃止する条例について](#)
- 日程第22 議案第38号 [指定管理者の指定について](#)
- 日程第23 議案第39号 [北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について](#)
- 日程第24 議案第40号 北海道市町村総合事務組合理約の変更について
- 日程第25 議案第41号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について
- 日程第26 議案第42号 平成27年度新冠町一般会計補正予算 (提案説明のみ)
- 日程第27 議案第43号 平成27年度新冠町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算

閉議宣告

◎出席議員 (12名)

1番 竹中進一君	2番 堤俊昭君
3番 氏家良美君	4番 但野裕之君
5番 武田修一君	6番 須崎栄子君
7番 椎名徳次君	8番 秋山三津男君
9番 武藤勝圀君	10番 長浜謙太郎君
11番 鳴海修司君	12番 芳住革二君

◎出席説明員

町長	小竹國昭君
副町長	中村修二君
教育長	杉本貢君
会計管理者	小笠原広明君
総務課長	中村義弘君
町民生活課長	佐渡健能君
保健福祉課長	堤秀文君
建設水道課長	坂東桂治君
産業課長兼農業委員会事務局長	島田和義君
企画課長	佐藤正秀君
教育委員会管理課長	工藤匡君
教育委員会社会教育課長	山本政嗣君
診療所事務長	坂本隆二君
特別養護老人ホーム所長	山下利幸君
総務課総括主幹	新宮信幸君
保健福祉課総括主幹	鷹觜寧君
町民生活課総括主幹	山谷貴君
建設水道課総括主幹	関口英一君
建設水道課総括主幹	本間浩之君
教育委員会社会教育課総括主幹	湊昌行君
農業委員会事務局次長	長谷川誠君
収納対策本部次長	田村一晃君
税務課総括主幹	杉山結城君
代表監査委員	岬長敏君

◎議会事務局

議会事務局長	原田和人君
議会事務局係長	曾我和久君

(開会 10時00分)

○議長（芳住革二君） 皆さん、おはようございます。

**◎開会宣告**

○議長（芳住革二君） ただいまから、平成27年第3回新冠町議会定例会を開会いたします。

**◎開議宣告**

○議長（芳住革二君） ただちに、本日の会議を開きます。

**◎議事日程の報告**

○議長（芳住革二君） 議事日程を報告いたします。議事日程は、お手元に配布した印刷物のとおりであります。

**◎日程第1 会議録署名議員の指名**

○議長（芳住革二君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、5番武田修一議員、6番須崎栄子議員を指名いたします。

**◎日程第2 会期の決定**

○議長（芳住革二君） 日程第2 会期の決定 を議題といたします。お諮りいたします。今定例会の会期は、本日から9月24日までの10日間にいたしたいと思っております。これに、ご異議ありませんか。（異議なしの声あり）異議なしと認めます。よって、会期は本日から9月24日までの10日間に決定いたしました。お諮りいたします。議案等調査のため、9月16日及び9月18日から23日の6日間を休会といたしたいと思っております。これに、ご異議ありませんか。（異議なしの声あり）異議なしと認めます。よって、9月16日及び9月18日から23日の6日間を休会とすることに決定いたしました。

**◎日程第3 諸般の報告**

○議長（芳住革二君） 日程第3 諸般の報告 を行います。町長からお手元に配布のとおり議案の提出がありましたので報告いたします。次に、第2回定例会において可決された「地方財政の充実・強化を求める意見書」他3件は、関係機関に提出しておきましたので、ご了承願います。次に、一部事務組合議会の開催状況については、お手元に配付のとおりですので、ご了承願います。次に、閉会中の議会関係諸行事等の出席状況は、お手元に配付の別紙1のとおりですので、ご了承願います。次に、今定例会の説明員として出席

通知のありました者の職氏名は、お手元に配布の別紙2のとおりですので、ご了承願います。次に、第2回定例会において可決された議員の派遣結果については、お手元に配付のとおりですので、ご了承願います。以上で、諸般の報告を終わります。

#### ◎日程第4 行政報告

○議長（芳住革二君） 日程第4 行政報告 を行います。議案の審議に先立ち、町長及び教育長から行政報告の申し出がありましたので、これを許します。小竹町長。

○町長（小竹國昭君） 本日、平成27年第3回新冠町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、時節柄何かとご多用の中、ご出席を賜り厚くお礼申し上げます。議長さんから発言の許可をいただきましたので、平成27年第2回定例会以降の主要な行政の動向について、項目の順に従いご報告申し上げます。

はじめに「新冠町戦没者慰霊祭の開催について」ご報告申し上げます。新冠町戦没者慰霊祭につきましては、これまで新冠町遺族会の主催のもとで執り行われて来ましたが、新冠町遺族会の会員の高齢化、及び会員数の減少などにより主催することが困難となったため、今年度においては、町の主催として実施したところでございます。新冠町戦没者慰霊祭は、8月20日、本町多目的交流センターにおいて、ご遺族や来賓の方など41名の方が参列し執り行われました。本年は、戦後70年という節目の年に当り特別な思いが去来するなか、戦没者のご冥福を祈るとともに、恒久平和への誓いのもと歴史の教訓を深く胸に刻むことでより良い未来を築くという決意を新たにいたしましたところでございます。

次に「サポートセンター えましあの事業開始について」申し上げます。昨年度より、社会福祉法人新冠ほくと園が、グループホームに入居する障がい者の日常生活支援や就労支援、併せて相談支援、地域活動支援センターの機能のさらなる拡充と、新たに障がい者と子どもや高齢者との交流活動と食堂機能を備えた拠点施設として、予てから本町のチビッコ広場跡地で建設を進めておりました、サポートセンター“えましあ”が、去る7月1日から事業開始をいたしましたので、これまでの経過と現在の状況について報告いたします。

この事業は、新冠ほくと園に対し、町が国の全額負担の交付金を財源に、地域介護・福祉空間整備推進事業補助金として、平成26年第3回定例会で予算措置し、補助を行った事業であります。当初申請時の概算総事業費は1億500万円、補助金交付決定額は施設整備費に3000万円、備品等200万円の計3200万円となっております。その後、12月に平成27年3月末を工期とする工事発注を行いました。施設整備に関しまして冬期間の工事となることや諸材料の調達などが3月末の工期に間に合わないことから、施設整備費についてはやむを得なく平成27年度に繰り越し、工期を6月16日とすることと付帯工事費の増額に伴う契約の変更を行い、契約どおり完成引き渡しを受けたところであります。完成した施設であります。鉄骨造り2階建て、建設面積281.8平方メー

トル、延べ床面積498.05平方メートルで、実績に基づく補助金確定時の最終的な総事業費は1億5946万5499円で、町補助金が3200万円、自己資金等が残り1億2746万5499円となっております。一階には、作業室や相談室、多目的室、娯楽室、二階には、サロン食堂、厨房、職員室などを備え、町で委託しております新冠町相談支援事業所、自立相談支援、新冠町地域活動支援センターの業務のほか、食堂、サロンなどの事業が15名のスタッフで運営されております。また、施設の中核であります地域住民への食事提供とそれを担う就業支援事業所となるダイニングサロン“えましあ”は、7月28日から営業を開始し、高齢者を中心に8月は1日平均100名の方が地元食材を使った地域の味に拘った昼食、夕食のサービスと交流の場として利用されているとのことであります。今後は、多世代交流事業や障がい者支援事業、相談支援事業、地域のホットスペース事業を中心にした、子どもから高齢者の方が集い支え合う事業を展開し、地域福祉の中核を担う施設として運営したいとのことであります。町としましても、新たな福祉の拠点として大いに期待しているところであります。

次に「新冠町地域見守り見回り活動事業協定締結について」申し上げます。去る9月1日に、業務で町内を巡回する事業者と町が連携し、高齢者の方への日常的に安否確認や異変に対して迅速に対応するため「新冠町地域見守り見回り活動事業」に関する業務協定を締結し、住み慣れた地域で安心して暮らしていただける体制の拡充を行いましたので、概要について報告いたします。これまでも、自治会、民生委員をはじめ、多くの皆さんによる見守りによって高齢者世帯の安全が確保されておりましたが、現在、町内には単身及び老人夫婦などの65歳以上の世帯が、約40%有り、将来的には要支援や認知症の方がさらに増え続けるものと考えられます。本事業は、これら課題に対応し、見守り見回り体制のさらなる拡充を図るため、町内で事業活動を行っている事業者の方が移動中や配達、検針、作業等で、地域に暮らす高齢者の方に異変を発見した時と徘徊等で行方不明になった方の情報を電子メール等で共有し、見かけた際に町或いは緊急時には警察、消防といった関係機関に情報提供いただくものであります。町では、提供いただいた情報に基づき、電話等での安否確認、現地確認を行い、万が一の際には救急の要請を行うなど迅速に対処し、高齢者の方の安全確保を図るものです。今回、業務協定を締結しましたのは、郵便・宅配事業者4社、電気・ガス・燃料の供給や水道検診事業者が12社、食品宅配4社、新聞販売2社の計22社の町内外の事業者となっており、このように多くの事業者の方と協定を締結できたことは、町の地域包括ケア体制の構築の第1歩となるものであります。

今後は、さらに、町民の皆さんにも地域の見守りへの参加をお願いし、全町挙げて取り組まなければならないと考えております。

次に「JR日高線の復旧に向けた取組等について」申し上げます。本年1月の低気圧による高波の影響で線路脇の盛り土流出により、運休が続いているJR日高線の鶴川～様似

間（116キロ）について、去る5月の第1回臨時会で報告した以降の復旧に向けた取組等について、ご報告申し上げます。1点目に、4月27日から5月22日までの期間にわたり実施いたしました「JR北海道に対する日高線の早期全線復旧を求める署名活動」につきまして、当町では、対象となる16歳以上の人口の48.3%、2376名の方に署名いただきました。また、日高管内全体では、対象人口の51.9%、3万1865名の署名が集まりました。この署名簿につきましては、6月9日にJR北海道に対する緊急要望の際に提出しております。2点目に、早期全線復旧に向け、6月9日に管内7町長、北海道議会新幹線・総合交通体系対策特別委員長及び副委員長、管内選出の道議会議員2名、北海道の関係幹部職員3名でJR北海道本社へ赴き、日高町村会長及び日高総合開発期成会長に加え、北海道知事並びに北海道議会新幹線・総合交通体系対策特別委員長の4者連名による、「日高線の早期全線復旧を求める緊急要望書」をJR北海道に対して提出いたしました。本要望は、まず、日高管内の約52%（16歳以上対象）を占める3万1865人分の署名に込められた多くの方々の思いを尊重し、重く受け止めていただくことを前提として、1つ. 運休が長期化し、早期の運行再開が切望されるJR日高線については、災害復旧事業の実施が最優先であることから、まずは、全体事業のうち、災害復旧事業分を抽出して国や道に示し、必要な財源を確保しつつ、一刻も早く工事に着手すること。2つ. 安全確保と運行再開が早期に可能となるよう、災害復旧事業に該当しない部分の事業の実施にあたっては、「安全投資と修繕に関する5年間の計画」にかかる国の支援も活用し、計画的かつ着実に進めること。3つ. こうした対応が可能となるよう「安全投資と修繕に関する5年間の計画」については、策定後の様々な事象の発生やその緊急性・必要性を勘案しながら、随時事業を入れ替えるなど、弾力的に運用されたいこと。の3点について再度強く要請いたしました。また、翌10日には、同様の関係者で上京し、道内選出の国会議員並びに国土交通大臣、副大臣、政務官をはじめ、関係官僚に対しまして、「JR北海道に対する日高線の早期全線復旧を求める署名」の集約状況を伝えるとともに、国土の保全、ひいては地域住民の財産権を保全するための災害復旧事業による全線の運行再開を最優先に取り組みよう、JR北海道に対する国の強力な指導と支援について緊急要望書を提出のうえ要請いたしました。3点目に、JR北海道は護岸や斜面を含む抜本的な復旧を基本方針として、復旧費用約26億円と工期4年程度という試算を示し、さらに、これらの復旧費用は自社で負担できないということから復旧工事が進んでいない状況の中、高橋知事が復旧方法や費用負担を協議するため、道と国土交通省、JR北海道による3者協議会の設置を促し、「JR日高線検討会議」として6月19日に初会合が開かれ、その後、7月と8月に会議を開催したということでもあります。この他、7月14日に高橋知事はじめ堀井衆議院議員、道議会の長尾新幹線・総合交通体系対策特別委員長など関係者が災害現場を視察され、その後、当役場において管内7町長を交えた意見交換会が開催されました。この意見交換会の席上、高橋知事からは、「長期にわたる運休が、これほど多くの面に影響を及ぼしていること、また、将来の地域づくりに、どれほど不安な要素となっているかを

再認識したところであり、一刻も早く日高線の運行再開に、確かな道筋を付けなければならないと決意をあらたにした。」こと、「JR日高線検討会議の場などを通じて国やJR北海道に対し、一日も早い日高線の運行再開が可能となるよう、具体の議論の一層の加速や、取組への早急な着手を強めてまいる。」ということなど、強い意気込みを表明していただきました。8月25日には、北海道議会の公明党議員団8名が災害現場を視察され、その後、日高振興局で管内7町長との懇談会が開催され、早期の運行再開について意見交換を行っております。また、運行再開に向けた取組みの一環として、5月16、17の両日、日高振興局等が開催する札幌発着の「日高本線と日高優駿街道・ひだか応援特別バスツアー」が行われ22名が参加した他、JR日高線の利用促進と鉄路を活用した地域振興を図るための、各種取組を検討することを目的として、「JR日高線と地域振興に関する検討会議」を去る8月25日に設置しました。会議は、日高振興局長を委員長として、管内7町長及び日高町村会事務局長が委員となり、さらに幹事会を設け、管内7町の担当課長及び日高町村会事務局長、日高振興局地域政策課長で構成しております。今後、会の目的を具体化する取組や企画、提案等を取りまとめることとなります。

今後もJR日高線の早期運行再開に向け、様々な取組みや要請活動等を北海道と管内各町が一丸となって推進して参りますので、議会をはじめ町民の皆さんのご理解とご協力をお願い申し上げます。

次に「高規格幹線道路日高自動車道「厚賀静内道路」について」申し上げます。日高自動車道「厚賀静内道路」につきましては、平成26年度から新冠地区において本格的に工事が行われているところですが、静内インターチェンジ（仮称）の建設予定地が、平成26年6月に北海道が公表した津波浸水予測図で浸水区域内にあり、大津波発生時には通行不能や幹線道路として機能しなくなる恐れがあることから、新ひだか町が室蘭開発建設部に対して耐災害性の向上を図るべく、現在の計画ルートの見直しを含め、災害に強く安心・安全な道路整備の検討について要望され、室蘭開発建設部は、これらの検討を進める必要があると判断し、大学の教授や新ひだか、新冠両町の副町長、産業団体、観光協会などの代表者14名で構成する「厚賀静内道路（新冠静内間）PI委員会（パブリック・インボルブメント）」を設置し、去る7月1日に初会合が開催されました。このPI委員会は、日高自動車道新冠静内間のルートの計画及び計画検討手順、意見聴取方法について、客観的な立場から助言等を行うことを目的としているものです。初会合では、対象ルートに求められる機能とルート選定にあたり配慮すべき事項等や、現計画の沿岸ルートを案1とし、新たに津波回避ルートの案2が提示され、計画案の比較・評価の説明を受け、各委員からは、ルートの選定にあたって平常時の利便性や医療搬送、物流・観光地へのアクセス、津波発生時の避難支援などの機能を考慮することや、事業者などへの影響を心配する意見などがありました。新たな津波回避ルートによる当町区域への影響ですが、新冠市街地を通過した西泊津から新ひだか町までの間において、ルートが大きく山側に変更となりますが、



まちづくりにおいては特段の支障はないものと考えております。また、9月14日まで新ひだか、新冠両町の住民を対象に、対象ルートに求められる機能と、道路整備にあたり配慮すべき事項等についてアンケート調査を行い、次回のP I委員会では、このアンケート調査結果を踏まえ計画案の比較・評価、概略計画案の選定と対応方針の決定を行うこととなっております。

次に「岩清水新冠ダム線21.1km地先法面崩壊について」申し上げます。

7月8日、岩清水新冠ダム線入口管理ゲートから新冠ダムまでの町道管理区間で、終点から300メートル起点寄りの地点において、高さ20メートル程度の箇所から、およそ50立方メートルほどの土砂が崩落いたしました。同日、速やかに崩落土砂の除去を行った旨、北海道電力株式会社静内水力センターが委託する維持業者から、建設水道課に連絡があり、7月9日、担当職員が現地の状況確認を行ってございます。7月13日、岩盤専門業者の方に現地調査をしてもらったところ「崩壊した斜面には、更に将来崩落する危険性のある1000立方メートルほどの岩塊があるので、この不安定な岩塊は除去した方がよい。」との助言を受け、道路管理者として一般車両の通行は危険であるとの判断に至り、8月31日午後7時にダム線入口管理ゲートを閉め、一般車両の通行を止めたところでございます。今後、当該現場の対応につきましては、本定例会にて、崩落の可能性のある岩塊の応急対策工事費を予算措置していただき、点在している30立方メートルほどの浮石等を除去したいと考えているところであり、その工事状況を確認後、一般車両の通行止めの解除日を検討したいと考えているところでございます。また、将来崩落する危険性のある1000立方メートルほどの岩塊の対応につきましては、北海道室蘭建設管理部地域調整課と交付金による事業化の可能性を協議しているところでございます。さらに、本路線のこれからの維持管理費用負担等については、北海道森林管理局日高南部森林管理署及び北海道電力株式会社静内水力センターと協議を執り進めていこうと考えているところでございます。

次に「国保診療所・所長の退任について」申し上げます。現在、国保診療所の診療体制は、内科・小児科・整形外科・外科の4科を3名の常勤医師で対応しておりますが、この度、梅津知文所長が、一身上の都合により本年12月末をもって退任されることとなりました。梅津所長は、平成25年1月に、医長として着任され、同年6月からは、国保診療所長として、当地域における医療の向上のため、多大のご尽力をいただいております。

特に、一昨年の7月から、昨年の3月までの間、常勤医師の相次ぐ退任に伴い、所長1名体制という厳しい状況を乗り越えられてきたところであります。梅津所長の退任は、誠に残念ではありますが、退任されるにあたりまして、心から深く感謝を申し上げる次第であります。なお、梅津所長の後任につきましては、現在、関係機関と調整のうえ確保に向けて鋭意取り組んでいるところではありますが、時期的なこともあり、1月からの着任に

については、非常に厳しい見通しにあります。一方、平成21年度に当時の国保病院から18床の診療所へ移行してから6年が経過しておりますが、近年、患者数の減少により一般会計からの繰り入れが増加し、町財政に与える影響が少なからず出てきていることに加え、施設の老朽化が著しく、新たな施設の整備に向けた検討をすべき時期にきていることや、新たな診療所の適正規模についても併せて検討する必要があるため、役場内にプロジェクトチームを組織し、検討を進めて参りました。その結果、今後の国保診療所については、入院病床を持たない無床診療所とし、外来診療を中心としながら、保健・福祉・介護などの分野との連携を強化した地域医療に重点を置いた診療所とすることが望ましいとの答申が出されたところであります。これを受け、平成28年4月からの無床化を目指し、新ひだか町との医療連携による入院患者受入れについて協議を進めておりましたが、梅津所長の退任により、入院病床の維持が困難となり、本年12月末をもって、入院病床を廃止せざるを得ない状況となりました。今後については、現在、入院されている患者さんはもとより、今後、入院が必要となる患者さんにつきましても、新ひだか町立病院との医療連携により、入院環境を確保することができるよう協議を継続してまいりますので、ご理解を賜りますようお願い致します。また、これまで24時間、365日の体制により、当診療所において対応してきた、時間外における急病や救急患者の受入れは、病棟の閉鎖により、できないこととなり、今後は、救急指定病院での対応をお願いすることとなります。いずれにいたしましても、町民の皆様には、ご不便とご迷惑をお掛けすることとなりますが、今後においても全職員一丸となって、一次医療機関である町立の診療所として良質な医療を提供するとともに、地域に根差した診療所として、予防事業や保健事業に積極的に取り組み、町民皆さんから信頼される診療所運営に努めてまいりますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

次に「ピーマン選果施設整備事業の進捗状況について」申し上げます。選果設備の老朽化と生産量の増加に伴う選果処理能力の向上を図るべく、平成27年第2回定例会で関係予算の議決を頂きましたピーマン選果施設整備事業につきましては、町から事業主体でございます新冠町農業協同組合に対し、6月22日付け新冠町指令第110号により、補助金交付指令を行ったところでございます。これを受け、新冠町農協では入札工事に関する事務を進め、7月22日に建物の建築主体工事及び選果設備に係る製造請負工事の一般競争入札を執行されました。それぞれ落札された企業との工事契約を結び、来年度からの施設稼働に向けて、工事を着工したところでございますが、8月18日にはピーマン生産農家をはじめ、新冠町農協役職員、農業関係機関や団体、工事関係者らの出席のもと地鎮祭が挙行されてございます。また、計画しておりました事業費は6億1400万円でしたが、工事入札の執行により事業費に変更が生じております。変更後の事業費は4億4500万円で、1億6900万円の減額となっております。なお、変更後の町補助金は9100万円、町貸付金も同額の9100万にそれぞれ減額となる予定でございますので、

合せて報告いたします。当町のピーマン生産は、水田転作に伴う所得補完作物として、生産戸数の増加と生産面積の拡大が進み、これまでの生産者や関係者の着実なご努力により、道内の年間生産量の約50%を占め、北海道一の生産地として定着して参りました。その品質も道内・外の消費者はもとより、市場関係者から高い評価を頂いておりまして、取引量のさらなる増加を求められていると聞いてございます。ピーマンを生産されている農家の多くは高齢化が進んでおりますが、このような中でも近年は、町外からピーマン生産を志す若者の新規就農や後継者がUターンするなど、生産面積は拡大の方向にございますので、本事業による農業の振興と、町の活性化が図られることを期待しているところでございます。

次に「農作物の生育状況と販売状況について」申し上げます。はじめに町内の主な農作物の生育状況からご報告申し上げます。先ず、町の基幹作物であります水稻ですが、北海道農政事務所による8月15日現在の道内の作柄状況は「平年並み」と見込まれております。これは、6月上旬及び下旬の低温により分けつが低調であったものの、分けつの発生期間が長くなったことにより、穂数やもみ数は平年並みに回復したこと及び7月上旬に低温となったものの、8月上旬以降の高温により登熟が進んだことから、全般的な作柄は「平年並み」と見込まれるものです。また、日高農業改良普及センターが毎月2回実施しております生育状況調査の9月1日現在での生育状況によりますと、生育は平年よりも進んでいた傾向にありましたが、現在は「平年並み」とのことです。幼穂が形成される6月下旬から7月上旬にかけて低温が続き、特に夜温が低かったことから、不稔の心配もされました。ピーマンにつきましては、春先から生育は概ね順調に進み、昨年から推進しております自動換気装置の設置による適温管理の効果もあり、尻ぐされは例年よりも少ない状況にあります。昨年は豊作年となりましたが、本年の作柄は平年並みで推移しており、収量的には昨年度を下回る状況となっております。牧草につきましては、平年に比べて草丈が順調に伸び、出穂期も平年を上回る生育でありましたが、1番草の収量は平年並みとなりました。1番草収穫後は少雨傾向であったため、2番草の生育は遅れ気味となり、作柄は平年よりも少なく見込まれます。飼料用とうもろこしは、春先の好天により耕起・は種作業とも平年よりも早まり、6月中旬までは平年を上回る生育となりましたが、その後は低温が続いたため生育は平年並みとなり、収量的にも平年並みと見込まれます。次に8月末現在における新冠町農協取り扱いの農作物の販売状況について申し上げます。9月以降の収穫となる水稻及び12月末に販売額が確定する秋まき小麦を除く総販売額は、資料に記載のとおり4億3600万円で、前年よりも19.8%、7200万円上回る状況で推移しております。当町の基幹作物として産地化が定着しておりますピーマンにつきましては、前年よりも作付け農家数が1戸増え、面積も増加しております。先程も申し上げましたが、平年並みの収量となっておりますので、販売数量は昨年を下回っておりますが、全国的な

数量不足に加え、販売ルートの拡大により販売単価が近年にない高値で取引が続き、昨年を7400万円上回る販売金額となっており、引き続き順調に出荷されておりますことから、昨年に引き続き2年連続の5億円突破は十分に期待されるところであります。

また、振興作物としているアスパラにつきましても、順調な生育から収量が増加し、販売単価も安定していることから、販売金額は昨年を上回る金額で推移しております。

以上が農作物の生育状況と販売状況であります。

最後に今定例会に提案しております案件ですが、人事案件2件、報告案件1件、認定案件7件、一般議案8件、平成27年度各会計補正予算2件を提案することにいたしております。それぞれ提案する際に具体的にご説明をいたしますので、全案件とも提案どおりご決定いただきますよう、よろしくお願い申しあげまして行政報告とさせていただきます。

○議長（芳住革二君） 町長の行政報告が終わりました。次に、**教育長から行政報告を行います。**杉本教育長。

○教育長（杉本貢君） 議長より発言の許可をいただきましたので、6月以降の教育行政について報告いたします。なお、教育委員会の諸事業の報告につきましては、添付のとおりとさせていただきます、主なものについての説明とさせていただきます。

はじめに、「教育委員の活動について」であります。8月26日、27日、教育委員による学校訪問を実施しております。学校訪問は年2回実施しております、今回が第1回目となります。認定こども園ド・レ・ミ、新冠小学校、朝日小学校、新冠中学校の全クラスの授業参観を行い、園長、各学校長から学校・園経営状況の説明を受け、授業等の教育活動の参観を通して指導助言を行っております。8月27日に開催した第9回教育委員会においては、平成28年度に使用する小学校用及び中学校用教科用図書の採択について、教育委員会点検・評価報告書について、新冠町いじめ基本方針について決定しております。まず、教科用図書の採択についてでございます。教科用図書の採択期間は4年と定められており、中学校で使用している教科用図書が本年度で最終年度となるため次年度から使用する新たな教科用図書の採択が必要となりまして、日高地区の教科用図書採択教育委員会協議会の決定に基づき、採択しております。

次に、本日、議員皆様のお手元に配付しております「教育委員会点検・評価報告書」についてです。管理課につきましては、本年度から、新たに外部評価していただく学校評議員等関係者に参集願、経過報告・事業内容を提示し、評価内容、内部評価について詳細に説明した後、評価をいただき、社会教育課においては、社会教育委員協議会及びスポーツ推進委員会において説明後、評価していただいた後、教育委員会において決定しております。

次に、いじめ基本方針の策定について申し上げます。本年、7月にも岩手県において、

いじめを苦に自殺する痛ましい事故がありました。この事故の最大の要因となっているのが、担任の教師だけで抱え、問題を学校内で共有していなかったことが挙げられております。当町においては、それぞれの学校において、いじめ基本方針を策定しており、迅速な情報の共有や指導体制が確立しており、現状でも各学校と連携したいじめの対応を行っておりますが、今後、未然防止、早期発見、早期対応のさらなる強化の観点から、「新冠町いじめ基本方針」を今回の教育委員会において定めております。

大きな2つめは学校教育の推進についてであります。まず、「学ぶ意欲と確かな学力の育成について」ですが、4月に実施されました、全国学力・学習状況調査の結果について道教委から資料が提示されましたので報告します。全国学力・学習状況調査は、全国の小学6年生、中学3年生を対象に、国語A・B、算数（数学）A・Bの全4教科と本年度は3年ぶりに理科を加えた合計9教科について学力調査が行われました。調査の結果は、昨年度と比較しますと、小中ともに全体的に大きな向上が見られ、小学校においては、5教科の内、2教科が全道平均を下回ったものの、国語A、Bと理科については、全道平均、全国平均を上回る結果です。中学校におきましては、全ての教科が全道平均を上回り、国語A・B数学B理科においては、全国平均を上回っております。詳細につきましては、今後発行いたします「教育委員会だより」において結果と改善策を全町民に公表致しますが、要因といたしましては、昨年度より配置いたしました学習支援員による個に応じた習熟度別指導、チャレンジテストの活用、放課後学習の充実、夏、冬休み期間中に実施した「べんきょうの広場」、家庭学習の定着を図る目的により保護者へ配付している「家庭学習の手引き」、教師の指導力の向上を図るために実施している現職教員研修等、学習支援に対する効果が徐々に浸透し成果を上げている状況にあります。家庭学習の時間などにまだ課題もあり、PTAと共に連携し今後も継続した学力向上に向け、適切な対応を進めて参ります。

2点目は、「豊かな心身の育成について」であります。中体連全道大会の結果についてありますが、柔道、剣道、それぞれの女子個人戦に各1名出場いたしまして、柔道は階級別で第3位、剣道はベスト8と健闘しております。また、新冠中学校吹奏学部は昨年に引き続き、2年連続北海道吹奏楽コンクールに出場を果たしました。緊張感あるステージで担当教諭、昭和音楽大学教授による指導の成果を発揮し、大きな自信をつけて、次に繋がる貴重な経験となったことと思われまます。

次に「開かれた学校経営の充実について」であります。9月8日新冠小学校において地域参観日を実施しております。地域参観日は、学校での子どもの姿を実際に見ていただくとともに、地域、家庭、学校の連携、協力が子育ての基盤となると捉え、信頼される学校づくりの取組として3年前から全校で実施しております。より多くの地域の方々に学校との関わりを持っていただくために進めているものでございます。本年度もより多くの地域の方々の参観をいただくために、町の町政委託文書として案内文を作成し地域に配付し

た結果、多くの町民の方々に参観をいただきました。

また、朝日小学校におきましては、9月16日創立100周年を記念した、100キロ100人駅伝が関係機関、地元の方々のご協力により開催されます。

朝日小学校と統合した、東川、太陽、美宇、若園、明和それぞれの小学校を經由し各々の学校の歴史や地域の方々の心をタスキで繋ぎ朝日小学校でゴールするという取組でございまして、議員の皆様、地域の皆様の特段のご理解、ご協力を賜ります事をお願い申し上げます。

大きな3つ目は、「新冠町立認定こども園ド・レ・ミの教育・保育について」であります。ド・レ・ミの9月1日現在の園児数は、0歳～2歳児が38名、3～5歳児が105名となり計143名となっております。4月当初が122名であり、21名の増となっております。特に、0～2歳児については4月当初23名に対し15名の増となっております。1歳児については定員15名のところ18名、0歳児についても現在8名であり例年より早い時期からの増加傾向となり、今後も増加が予想されることから、教室や担当保育教諭の増について検討しているところです。

次に「教育・保育の質の向上」を図る取組と致しまして、7月5日、ド・レ・ミ園運動会を町民グラウンドにおいて開催しております。今回はド・レ・ミ園開設5周年を記念した大会として、本町出身の歌手向井さんのピーマンソングによる遊戯等、町の特徴を生かした運動会として実施いたしまして多くの方々にご来場いただき大変好評に終了しております。9月1日には、避難訓練の一環として、「北海道シェイクアウト」に参加しております。「シェイクアウト」は2008年米国カリフォルニアで始まった訓練で、地震を想定して参加者が同じ日時にそれぞれの場所で一斉に行動するという訓練でございまして、昨年議会においても実施についてご質問がございましたが、当日は10時に館内の放送により一斉にそれぞれのクラスにおいて、机の下に隠れる動作を1分間行いました。園児達は無駄話や、ふざけた様子もなく真剣に取り組んでおり、防災に対する意識向上が図られました。また、9月9日には、静内警察署、新冠町内の駐在所の協力を頂きまして、「地域安全教室」を行いました。不審者に扮した町内の署員の方が言葉巧みに誘いますが、子ども達は防犯標語であります「いかのおすし」、行かない、乗らない、大きな声でさけぶ、すぐに逃げる、知らせる、を忠実に守り、不審者から身を守る、実践的で効果のある防犯教育を実施することができました。

大きな4つ目は社会教育の推進における青少年事業に関して申し上げます。本年度の少年国内研修交流事業は、例年どおり研修先を沖縄県とし、新たに交流先である金武町でのホームステイを盛り込んだ内容で研修準備を進めており、去る7月31日に参加者の面接選考を終えております。本年度は、定員20名に対し22名の応募があり、このうち1名は、特別支援学級に所属する子どもでありましたが、面接を担当した教育委員

全員から「定員枠を増やして参加させるべき」との審査意見をいただいたところでございます。定員を21名に設定しますと1名が落選となりますので、教育委員会としましては教育的事業効果に鑑み、22名全員を参加させることが適当と判断いたしました。事業予算の確保の問題もございますので、町理事者と協議をさせていただきました。町理事者からも、本年度の事情と教育委員会の考えについて理解いただき、あわせて、引率についても万全な体制を整えるよう指示をいただいたところでございます。このようなことから、本年度の国内研修交流事業は、22名の児童生徒に加え、引率者も1名増員させ、5名体制で実施する内容で計画しております。なお、参加者と引率者の増員分に係る事業予算については、本定例会において補正予算を計上させていただいておりますので、ご理解をお願いいたします。

結びに、これからの季節は、文化の秋、スポーツの秋、読書の秋の到来であります。予定している一つ一つの事業について、目的意識をもって特徴ある事業運営に取り組んでまいりたいと存じますので、引き続き、ご理解とご協力をお願い申し上げます。以上で、第3回定例会に対する教育行政報告と致します。

○議長（芳住革二君） 教育長の行政報告が終わりました。暫時休憩とします。再開は11時5分とします。

(休憩 10時50分)

(再開 11時 5分)

#### ◎日程第5 同意第4号 新冠町教育委員会委員の選任について

○議長（芳住革二君） 日程第5 同意第4号 新冠町教育委員会委員の選任について を議題とします。提案理由の説明を求めます。中村副町長。

○副町長（中村修二君） 同意第4号、教育委員会委員の任命について提案理由の説明を行います。教育委員会委員である小林悟氏は平成27年度11月4日を持って任期満了となりますけれども、引き続き小林氏を教育委員会委員に任命したく教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めようとするものでございます。小林氏は平成15年11月教育委員会委員に就任され、その後平成20年6月には教育委員会委員長に就任をされ、この間本町の学校教育・社会教育の振興に熱心に取り組んでいただいているところでございます。子ども会の指導者また、社会教育委員としても活躍され、教育に関する幅広い見識もお持ちの方であり、教育委員会委員として、適任と判断し再任の同意を求めようとするものでございます。以上が同意第4号の提案理由でございます。提案どおりご決定いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（芳住革二君） 提案理由の説明が終わりました。お諮りいたします。本件につい

ては人事案件でありますので、質疑・討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思えます。これに、ご異議ありませんか。（異議なしの声あり）異議なしと認めます。これより、同意第4号についての採決を行います。お諮りいたします。同意第4号は、原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。全員挙手であります。よって、同意第4号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

**◎日程第6 同意第5号 新冠町固定資産評価審査委員会委員の選任について**

○議長（芳住革二君） 日程第6 同意第5号 新冠町固定資産評価審査委員会委員の選任について を議題とします。提案理由の説明を求めます。中村副町長。

○副町長（中村修二君） 同意第5号、新冠町固定資産評価審査委員会委員の選任について提案理由を説明いたします。大宮仙司氏は平成27年9月30日をもって、任期満了となりますけれども引き続き、固定資産評価審査委員会委員に選任したく地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めようとするものでございます。大宮氏は平成24年10月固定資産評価審査委員会委員に選任されております。大宮氏は酪農経営を行う傍ら、誠実な人柄から自治会役員や団体の役員をされるなど信望も厚く、何事にも公平・公正な判断ができる方であることから、固定資産評価審査委員会委員として適任と判断をし、再任の同意を求めようとするものでございます。以上同意第5号の提案理由でございます。提案どおりご同意いただきますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（芳住革二君） 提案理由の説明が終わりました。お諮りいたします。本件については人事案件でありますので、質疑・討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思えます。これに、ご異議ありませんか。（異議なしの声あり）異議なしと認めます。これより、同意第5号についての採決を行います。お諮りいたします。同意第5号は、原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。全員挙手であります。よって、同意第5号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

**◎日程第7 報告第7号 例月出納検査等の結果報告について**

○議長（芳住革二君） 日程第7 報告第7号 例月出納検査等の結果報告について を議題といたします。監査委員より、例月出納検査等の結果報告がありましたので、質疑を省略し、報告のとおり受理することにいたしたいと思えます。

**◎日程第8 報告第8号 新冠町の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告について**

○議長（芳住革二君） 日程第8 報告第8号 新冠町の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告について を議題といたします。教育委員会委員長より、新冠町の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書の提出がありましたので、質疑を省略し、お手元に配付の報告のとおり受理することにしたいと思えます。



◎日程第9 報告第9号 平成26年度健全化判断比率及び資金不足比率について

○議長(芳住革二君) 日程第9 報告第9号 平成26年度健全化判断比率及び資金不足比率について を議題といたします。提案理由の説明を求めます。中村総務課長。

(提案理由説明省略)

○議長(芳住革二君) 提案理由の説明が終わりました。これより、報告第9号に対する質疑を行います。発言を許可いたします。ありませんか。(なしの声あり) ないようですので、質疑を終決いたします。報告第9号については、報告のとおり受理することにいたします。

◎日程第10 認定第1号 平成26年度新冠町一般会計 歳入歳出決算認定について

◎日程第11 認定第2号 平成26年度新冠町簡易水道事業特別会計 歳入歳出決算認定について

◎日程第12 認定第3号 平成26年度新冠町下水道事業特別会計 歳入歳出決算認定について

◎日程第13 認定第4号 平成26年度新冠町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出決算認定について

◎日程第14 認定第5号 平成26年度新冠町後期高齢者医療特別会計 歳入歳出決算認定について

◎日程第15 認定第6号 平成26年度新冠町介護サービス特別会計事業勘定歳入歳出決算認定について

◎日程第16 認定第7号 平成26年度新冠町立国民健康保険診療所事業特別会計 歳入歳出決算認定について

○議長(芳住革二君) 日程第10 認定第1号 平成26年度新冠町一般会計歳入歳出決算認定について、日程第11 認定第2号 平成26年度新冠町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第12 認定第3号 平成26年度新冠町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第13 認定第4号 平成26年度新冠町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出決算認定について、日程第14 認定第5号 平成26年度新冠町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、日程第15 認定第6号 平成26年度新冠町介護サービス特別会計事業勘定歳入歳出決算認定について、日程第16 認定第7号 平成26年度新冠町立国民健康保険診療所事業特別会計歳入歳出決算認定について以上、7件を一括議題といたします。提案理由の説明を求めます。中村総務課

長。

(提案理由説明省略)

○議長(芳住革二君) 提案理由の説明が終わりました。

**◎日程第17 会議案第9号 特別委員会の設置について**

○議長(芳住革二君) 日程第17 会議案第9号 特別委員会の設置について を議題とします。ただ今、提案理由の説明がありました、認定第1号から第7号までの7件については、新冠町議会委員会条例第5条第1項及び第2項の規定により、議会としてこれを慎重審議するため、議長及び議選監査委員を除く議員全員で構成する「平成26年度新冠町一般会計等決算審査特別委員会」を設置し、認定第1号から第7号までを付託のうえ、審査することにいたしたいと思いますが、これに、ご異議ございませんか。(異議なしの声あり) 異議なしと認めます。よって、認定第1号から第7号までの7件は、ただいま設置されました平成26年度新冠町一般会計等決算審査特別委員会に付託のうえ、審査することに決定いたしました。なお、ただいま設置されました平成26年度新冠町一般会計等決算審査特別委員会においては、正・副委員長を互選し、後刻報告願います。

**◎日程第18 議案第34号 新冠町個人情報保護条例の一部を改正する条例について**

○議長(芳住革二君) 日程第18 議案第34号 新冠町個人情報保護条例の一部を改正する条例について を議題といたします。提案理由の説明を求めます。中村総務課長。

(提案理由説明省略)

○議長(芳住革二君) 提案理由の説明が終わりました。これより、議案第34号に対する質疑を行います。発言を許可いたします。ありませんか。はい椎名議員。

○7番(椎名徳次君) 7番椎名です。マイナンバーについては何回もいろいろな機会に聞いておりますけども、自分もナンバーについての本当の必要性が分かっていないので、使い方なんかも分からないのが、自分の本心ですけども、これが町民がやっぱりわからない人がたくさんいると思うのです。それでわからない時にはどのようにして全員に詳しくわかるように、講習だとか色んな集まりの時にマイナンバーについてどんどん勉強して行くということ。それと本当に買い物してもこれが、マイナンバーカードを持って行って買い物の時もあるとなったら、本当に自分が何を買ったとか、何をしたとか全部管理されているような状態になると思うのです。それで1回や2回の町民の説明ではわからんと思うので、今後どのようにして町民にわかりやすく教えていくのかをお願いします。

○議長（芳住革二君） 佐渡町民生活課長。

○町民生活課長（佐渡健能君） 町民の方々への当制度の周知につきましては、これまでも7月24日、8月14日、8月28日の町政事務文書で制度として今後の手続等についてお知らせしているところです。また、事業所の方々につきましては、8月24日に法人向けの事業説明会等を行ってございます。今後につきましては、町民周知の部分につきましては、これまで同様、町政事務文書が中心になるかと思いますが、そのほか、わからないこと等々がございましたら、町民生活課の方へご連絡いただきますようお願いする旨、それぞれお願いしているところでございますので、このような形を継続していく中で、町民周知を図っていきたいと思っております。

○議長（芳住革二君） ほかにありませんか。但野議員。

○4番（但野裕之君） 4番但野です。一部報道によりますと、マイナンバーに関して全国の地方自治体にアンケート調査を実施したところ60%の地方自治体が個人情報の管理に不安を感じているという回答の報道がありました。本町においては、このようなアンケート調査に回答を求められたのか。また、求められたとしたら、その回答内容はどのように回答したのかお願いいたします。

○議長（芳住革二君） 中村総務課長。

○総務課長（中村義弘君） 今、資料を持ち合わせておりませんので、後ほど答弁させていただきます。

○議長（芳住革二君） ほかにありませんか。はい、武藤議員。

○9番（武藤勝圀君） 9番武藤です。3点質問いたします。1つは、このマイナンバーに関わって住民基本台帳のシステム改修は新冠町でいつ終了したのか。2点目は、特定個人情報保護評価はいつ終わったか。3点目は、特定個人情報保護評価を第三者のチェックを受けたのかどうか。この3点について伺います。

○議長（芳住革二君） 中村総務課長。

○総務課長（中村義弘君） 度々申し訳ありません。資料を持ち合わせておりませんので後ほど答弁させていただきます。

○議長（芳住革二君） ほかにございませんか。暫時休憩いたします。

（一時休憩）

○議長（芳住革二君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。まず、但野議員の質問に対しての答弁を願います。中村総務課長。

○総務課長（中村義弘君） 全国の自治体の調査の結果60%が不安を持っている話でございます。どこの機関の調査かわかりませんが、少なくとも新冠町における調査ものの中には、今ご質問のあった中身のものはございませんでした。

○議長（芳住革二君） はい但野議員。

○4番(但野裕之君) 私も情報をきちっと整理しなかった質問で申し訳ございません。それで本町においては、そのようなアンケートがなかったことで回答していないことですね。それであれば、もしアンケートがあって回答されたとしたら、私の想像ですけども、間違いなく胸を張って大丈夫だという答えが返ってくると思っています。今回のマイナンバー制度に関しましては、私はよその町との交流がありますので、いろいろ聞いていますが、新冠町ほど真剣にこの制度に対して、住民に対して周知徹底している町はないと思っていますし、その行政に対しても力強い町民に対する御支援はありがたいと思っていますので、よろしくお願いします。

○議長(芳住革二君) では、武藤議員に対しての質問に答えたいと思います。中村総務課長。

○総務課長(中村義弘君) まず住基システムの改修につきましては、27年3月31日までに改修を終わらせております。また、特定個人情報の評価の関係でございますけども、本件につきまして3月31日までに評価を終わらせて、国の機関であります機関の方へ、データを送信し今、インターネット上で公表されているというものです。評価項目につきましては、すべて該当する訳ではなくて、人口規模に応じてそれぞれ調査内容が決まっております。人口1万人未満の当町におきましては、基礎項目調査という調査を実は行っております。それは国民年金関係ですとか、健康保険ですとか、後期高齢これらの情報が漏れる恐れはないのかというような中身の評価を行っております。それについては問題ありませんということで、機関の方に送りし今現在公表されているというものです。それで第三者にそのチェックをお願いしたという話でございましたが、この調査に関しましては、第三者そのものが国の機関の方で第三者機構でチェックを行うというものでして、地方自治体の方で第三者を入れてそれをチェックするという内容ではございません。

○議長(芳住革二君) ほかにありませんか。はい武田議員。

○5番(武田修一君) 国民の多くの人にはやはり不安を覚えていると思うのですけれども、例えば医療機関の受診情報ですとか、預貯金の状況ですとか、そういったものを個人情報全てをこのカードに集約して骨格一元的に管理するということですから、プライバシーという意味ではなくなるのに等しいのかなと思いますけども、その点についてはいかがですか。

○議長(芳住革二君) 中村総務課長。

○総務課長(中村義弘君) 預貯金の関係につきましては先の参議院で、28日改正法が成立いたしました。その中に預貯金のものについても利用可能になると。ただ、それについては本人の同意が前提であることになっておりますので、すべてがすべて個人のプライバシー、おっしゃられている内容があからさまになるというものではないということは一つあります。それと同じ法改正の中で出ておりましたのは、健康診断、予防接種これらの検索結果あるいは予防接種のデータについても将来的にはマイナンバーを使って、例えば転出先にデータを送るですとか、そういうことが使われるということで実は決まりました。

ただ、どの程度までプライバシーを守れるか、あるいはプライバシーが侵害されるのかにつきましては、具体的なケースになるかと思いますが、懸念されますようなことが公になることは私はないと感じております。

○議長（芳住革二君） ほかありませんか。（なしの声あり） ないようですので、質疑を終結いたします。これより本案に対する討論を行います。反対討論の発言を許可いたします。武藤議員。

○9番（武藤勝因君） 反対の立場で討論に参加したいと思いますが、いろいろ話ありましたように、当初の目的より範囲が相当広く今国会で報告ありましたように、金融・医療までに全国民の情報をつかむことになっておりますので、前の6月定例会でも一般質問しましたけれども、国民から見れば、漏れて諸外国ではたくさんある訳ですから、今見直しをかけている国も相当あります。今、こういう状況でこのマイナンバー制度をやるのは非常に無謀だ、危険だということでは思っております。それからもう1つは、これはまだはつきりしていませんけれども、今財務省が考えて提案しているのは2017年4月から消費税の10%の上げた時点での還付の方法ですよ。それを2%マイナンバーを使った形での還付することで考えている。これは正式には決まっておりますけれども、これが実施されますと、マイナンバーカードを持つか持たないかは国民の自由ということで、国も取り扱っておりますから、そうなれば、カード使った人は還付されるけれども、カードを未使用の人は還付されない。そういう点で税の負担の公平では問題あると思っておりますので、そして、さらに最近ではテレビ等でも報道されてもおりますけれども、この制度を導入した・・・

○議長（芳住革二君） 武藤議員、条例の中での反対討論を行ってください。離脱していただきますのでもう一度取りまとめて簡素にお願いいたします。

○9番（武藤勝因君） このような状況で実施するのは危険性があることで反対します。

○議長（芳住革二君） 賛成討論の発言を許可します。但野議員。

○4番（但野裕之君） 今回の改正は10月5日からの番号法に基づく通知が開始されることに向け、その対応に対するための改正でありますから、その改正に対応するには、必要不可欠となる案件だと思いますので、賛成します。

○議長（芳住革二君） ほかに反対討論ありませんか。ないようですので、討論を終結いたします。これより議案第34号について採決を行います。お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。挙手多数であります。よって議案第34号は原案のとおり可決されました。昼食のため暫時休憩いたします。再開は午後1時といたします。

（休憩 11時56分）

（再開 13時00分）

◎日程第19 議案第35号 新冠町手数料条例の一部を改正する条例について

○議長（芳住革二君） 日程第19 議案第35号 新冠町手数料条例の一部を改正する条例について を議題といたします。提案理由の説明を求めます。佐渡町民生活課長。

(提案理由説明省略)

○議長（芳住革二君） 提案理由の説明が終わりました。これより、議案第35号に対する質疑を行います。発言を許可いたします。はい堤議員。

○2番（堤俊昭君） 終了する住民基本台帳カードについて、いよいよ終わりということ関係なしとは言えないと思うので、検証をしてほしいなと思うのですが、この基本台帳カード10年程度で役割が終わったことになると思うのですが、導入当時はこれに対しても今回と同じように国民に大きな利便性があるということで導入が決定した経緯があります。新冠の議会でも随分議論になりました。終わって見ると、私も1枚持っていますけれども、10年間1度も使わずに終わってしまった経過がある訳でありますけれども、新冠町として何枚程度発行したのかということと、それから、盛んに言われたところの住民に対してどういった利便性があったのかということ、それから新冠の町民課窓口で使われるのだと思われましても、よその町民からしてですね、利用の実績がどの程度あったのかということについて個人番号の参考にもしたいと思うので、答弁をお願いします。

○議長（芳住革二君） 佐渡町民生活課長。

○町民生活課長（佐渡健能君） 住基ネットの運用開始年は平成14年でした。それから13年経った今ですが、住基カードの交付枚数は累計で196枚になっております。1年間にしますと、およそ15枚程度となるかと思いますが、住民基本台帳の住民票コードが見えない番号と言いますか、公に使われる場面が少なかったこと。非常に住民基本台帳カードについても運用の部分では使われていることはなかったと思います。ただ転入の際の手続関係でこのカードを持っていると手続が非常にスムーズに進むとか、あるいはこのカードに公的認証のサービスを付与している方についてはインターネットを通じた納税等のサービスを受けられる部分がありましたので、ある一定の効果、利便性はあったのではないかなと考えているところです。

○議長（芳住革二君） はい堤議員。

○2番（堤俊昭君） 196枚、6000人の町で196枚ですから、議論されたほど利便性があったとは思えないのです。物凄い時間をかけて新冠町議会も議論をしたのですが、そういう結果を踏まえて、個人番号についてはまた後で、一般会計の方でもあるようですから、言いたいと思いますけれども、町長・副町長、説明員は今利便性があったという話でありましたけれども、実際そのように感じられていますか。

○議長（芳住革二君） 中村副町長。

○副町長（中村修二君） 私自身は交付をしてもらっていなかったこともありまして、例

例えば自分のその身分を証明するものにつきましては、例えば運転免許証だとかいろんなものがあります。そういうもので大概のところは代替えが効くこともありますので、確かに町民生活課長が言ったように交付された、それを必要として、きっと交付された方にとってはそれなりの利便性はあったのかも知れませんが、交付を受けていない者にとって、それがなくて不便だったかとなりますと、そういうことは実際にはなかったと思います。

○議長（芳住革二君） ほかありませんか。武田議員。

○5番（武田修一君） 同じくこの住民基本台帳カードの終了にあたりまして、新冠町として、どれほどの金額がかかったのかなというところをお伺いします。

○議長（芳住革二君） 武田議員、システムの話ですか。はい中村総務課長。

○総務課長（中村義弘君） システム改修費につきましては、資料を持ち合わせておりませんので後ほど説明させていただきます。住基カードが終わるという話を先ほどからされておりますが、実は住基カードに記載されている住民基本番号、これはそのまま生かされてマイナンバーの方に移行しております。そういう意味ではカードそのものはなくなりませんが、住基の番号は生きていることだけご理解下さい。

○議長（芳住革二君） ほかありませんか。暫時休憩いたします。

(一時休憩)

○議長（芳住革二君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。武田議員の答弁保留ということにおきまして、会議を続けさせていただきたいと思っております。このことについて質問ありませんか。ないですか。ないようですので、質疑を終結いたします。これより本案に対する討論を行います。反対討論の発言を許可いたします。ありませんか。ないようですので、討論を終結いたします。これより議案第35号について採決を行います。お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。挙手多数であります。よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第20 議案第36号 新冠町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について

○議長（芳住革二君） 日程第20 議案第36号 新冠町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について を議題といたします。提案理由の説明を求めます。堤保健福祉課長。

(提案理由説明省略)

○議長（芳住革二君） 提案理由の説明が終わりました。これより、議案第36号に対する質疑を行います。発言を許可いたします。ありませんか。(なしの声あり) ないようですので、質疑を終結いたします。これより、本案に対する討論を行います。反対討論の発言

を許可いたします。討論を終結いたします。これより、議案第36号について採決を行います。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。全員挙手であります。よって、議案第36号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第21 議案第37号 新冠町家畜共進会場設置条例を廃止する条例について

○議長（芳住革二君） 日程第21 議案第37号 新冠町家畜共進会場設置条例を廃止する条例について を議題といたします。提案理由の説明を求めます。島田産業課長。

(提案理由説明省略)

○議長（芳住革二君） 提案理由の説明が終わりました。これより、議案第37号に対する質疑を行います。発言を許可いたします。ありませんか。(なしの声あり) ないようですので、質疑を終結いたします。これより、本案に対する討論を行います。反対討論の発言を許可いたします。討論を終結いたします。これより、議案第37号について採決を行います。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。全員挙手であります。よって、議案第37号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第22 議案第38号 指定管理者の指定について

○議長（芳住革二君） 日程第22 議案第38号 指定管理者の指定について を議題といたします。提案理由の説明を求めます。佐藤企画課長。

(提案理由説明省略)

○議長（芳住革二君） 提案理由の説明が終わりました。これより、議案第38号に対する質疑を行います。発言を許可いたします。はい秋山議員。

○8番（秋山三津男君） 今回の指定期間をなぜ1年間としたのか、お聞かせください。

○議長（芳住革二君） 佐藤企画課長。

○企画課長（佐藤正秀君） 指定管理者制度が始まりまして、ずっと同じ団体が指定を受けている訳ですけど、当初は期間を3年と定めて、更新してきました。それで直近の2年間は2年間で指定をしまして、今回は1年という期間を設けて指定するものでございます。この1年間にした理由、前段の2年間もそうなのですが、道の駅が設置後相当年数が経ってきて、老朽化等も進んでいる。さらに利用者、観光者のニーズに対応するような施設の機能だとか建物を検討する時期に来ていることが1点あって、今回は2年の期間を設け、その中で検討すると。具体的には役場庁内に関係職によるプロジェクトチームをつくりながら、そういった問題点、課題等を整理しどういうふうに対応するかということの内



部的に協議をして参りました、また先進地等を視察しながら整理をして来たところでございます。今回1年に致すのは、この道の駅をリニューアルするというようなことも含めまして考えている訳でございますけれども、あわせて農協Aコープの閉店という話が浮上して参りました。最終的にAコープがどういう形で跡利用されるのかということもエリアと一緒にする道の駅という中では、そちらの最終的なAコープの利活用こういったこともきちっと見据えて、最終的に機能だとか、道の駅のあり方というものを決定したいと。3年間指定しますと、迅速に速やかに対応する場合にですね、これがなかなか期間中施設をいじること出来ないと、ということもございまして、特にまた1年間で指定することによって、受ける団体についても何らかのデメリットが生じることもないという判断の中で1年間と期間を設けました。

○議長（芳住革二君） ほかにありませんか。はい堤議員。

○2番（堤俊昭君） 今回条例ということで、議決をする訳でありますけれども、相手方が何か契約違反があったという時に契約を解除することも想定される訳ですけれども、最終的には議会の議決がいることになりますか。

○議長（芳住革二君） 佐藤企画課長。

○企画課長（佐藤正秀君） 指定の取り消しにつきましては、指定する時と同様に議会の議決の項目を準用するという事になっております。したがって解除する時は議会の議決をいただくということでございます。

○議長（芳住革二君） はい堤議員。

○2番（堤俊昭君） 協定書、契約書の中で今回の契約書協定書の中身は全く分かりませんが、早い時点での契約書の中に相手方といろいろ取り決めがある中で、1つには、その施設管理に伴う人員の確保及び資格というのがあって、危険物あるいは防水管理だとか、食品衛生であるとか、7項目以上、資格を有しているものを配置するとともに配置をする必要があるということが1点ありまして、10点もあるのですが、そのほかにはアンケートの実施というのもあるのです。利用者の声をアンケート等で随時把握し、意見を管理に反映させるというような項目が、これは随分以前の話ですけども、今回はどうなっているかわかりませんが、その2点が今回も仕様書という中に入ったとすれば、実行をされているのかどうか伺いたいと思います。

○議長（芳住革二君） 暫時休憩いたします。

(一時休憩)

○議長（芳住革二君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。佐藤企画課長。

○企画課長（佐藤正秀君） 失礼しました。基本協定を結んで、それと年度協定を結んでおりますけれども、その中では本業務の範囲を規定しておりまして、その中には今言われたアンケートだとかそういうことは今回は入ってございません。業務としては施設管理及び

附帯設備備品等の維持に関する業務、施設の清掃管理に関する業務、展示販売品の受け入れ、販売商品に関する業務、展示販売品の代金収納に関する事務、地域情報発信案内業務、宣伝及び地場産品の宣伝普及に関する業務、その他必要な事務とまとめ上げてございます。いわゆるお客さんのニーズ等を把握するために、アンケートは用いておりませんが、毎月どういう状況でどのような客層の売り上げがあるか、それから、お客さんに都度意見をいただいたりということの報告を町にしますけども、それは運営主体に自主的にやっていたら、またそれを経営に反映しているとなつてございますので、先ほど言われたアンケートは実施してございません。

○議長（芳住革二君） はい、堤議員。

○2番（堤俊昭君） 道の駅ですから、ドライバーの利便性が最優先となると思うのですが、この協定書は古いのですけれども、なかなかよい取り組みがいっぱい書いてあると思うのです。まず第一に、その利用者の声をアンケート調査というのは、これは今あったように、改修までもう1年か2年かというところまで来ているので、ぜひとも数多くの町民も含めて、どういった道の駅の形がよいのかを踏まえ、ドライバーや町民にできるだけ多くの人の声を聞いて設計していくというのが正しいやり方だろうと思いますので、アンケートの実施についてはぜひともお願いをしたいと思います。

○議長（芳住革二君） 中村副町長。

○副町長（中村修二君） 道の駅の利用につきましては、いろんなご意見もいただいておりますし、それから駐車場も含めて、なかなか使い勝手もよくない話もたくさんいただいております。役場の中でもプロジェクトチームをつくりながら検討しておりますけれども、役場内だけでの意見ではなくて、他の施設を見ることも大事ですけど、利用される方々のお話も聞きながら、改修計画の中に活かしていきたいと考えております。

○議長（芳住革二君） ほかにありませんか。（なしの声あり） ないようですので、質疑を終結いたします。これより、本案に対する討論を行います。反対討論の発言を許可いたします。討論を終結いたします。これより、議案第38号について採決を行います。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。全員挙手であります。よって、議案第38号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第23 議案第39号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について

◎日程第24 議案第40号 北海道市町村総合事務組合理約の変更について

◎日程第25 議案第41号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について

○議長（芳住革二君） 提日程第23 議案第39号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について、日程第24 議案第40号 北海道市町村総合事務組合理約の変更について、日程第25 議案第41号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について以上3件を一括議題といたします。提案理由の説明を求めます。中村総務課

長。

(提案理由説明省略)

○議長(芳住革二君) 提案理由の説明が終わりました。これより、議案第39号に対する質疑を行います。発言を許可いたします。ありませんか。(なしの声あり) ないので、質疑を終結いたします。これより、本案に対する討論を行います。反対討論の発言を許可いたします。討論を終結いたします。これより、議案第39号について採決を行います。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。全員挙手であります。よって、議案第39号は、原案のとおり可決されました。これより、議案第40号に対する質疑を行います。発言を許可いたします。ありませんか。(なしの声あり) ないので、質疑を終結いたします。これより、本案に対する討論を行います。反対討論の発言を許可いたします。討論を終結いたします。これより、議案第40号について採決を行います。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。全員挙手であります。よって、議案第40号は、原案のとおり可決されました。これより、議案第41号に対する質疑を行います。発言を許可いたします。ありませんか。(なしの声あり) ないので、質疑を終結いたします。これより、本案に対する討論を行います。反対討論の発言を許可いたします。討論を終結いたします。これより、議案第41号について採決を行います。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。全員挙手であります。よって、議案第41号は、原案のとおり可決されました。暫時休憩します。再開は14時5分とします。

(休憩 13時52分)

(再開 14時05分)

○議長(芳住革二君) 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。議案第35号の武田議員の質問の保留について答弁を求めます。中村総務課長。

○総務課長(中村義弘君) 先ほど保留いたしました改修費用の金額でございますけども、14年15年とシステム改修費を行っております。それが約1370万円ほど、システムの借上げ料として債務負担行為を14年から18年度まで行っておりますが、その分として1790万円。合わせまして、3160万円ほどシステム構築にかかっています。ちなみに年間の保守料ですが、107万5000円ほど毎年かかっているものでございます。

○議長(芳住革二君) 武田議員よろしいですか。続きまして、先ほど指定管理者の指定で堤議員の質疑に対して、行った答弁を訂正したい旨の申し出がありましたのでこれを許します。佐藤企画課長。

○企画課長（佐藤正秀君） 先ほど堤議員から質問ございましたアンケートの関係と仕様書の関係です。私、基本協定の方の業務範囲でそういったことは入っていないという答弁をいたしました。堤議員がお持ちの仕様書と同じだと思います。仕様書がきちんとありまして、その中にアンケートの実施についても明記されております。いずれにいたしましても、アンケートについては随時新商品を出した時などに取っている訳ですけども、積極的に利用者の声を聞き取りながら、リニューアル等、また施設の利用向上に努めてまいりたいと思いますので訂正いたします。

○議長（芳住革二君） はい堤議員。

○2番（堤俊昭君） 有資格者の方はどうですか。

○議長（芳住革二君） 佐藤企画課長。

○企画課長（佐藤正秀君） こちらにつきましては、確認は取れていないのですが、その施設を運営するにあたって必要な資格があるものについては、それを取得して届け出るようになっております。これは現場で確認させていただきたいと思っております。どれが必要で誰がなっているかということ。具体的には危険物取扱者とか防火管理者、風俗営業管理者、食品衛生責任者、建築物、環境衛生、一般管理業務等々の資格がうたわれておりますけども、これはすべてのことではなくて、多分これは想定される範囲だと思いますので、必要な資格がどういうものが今必要で、誰がなっているかは調べてまたご報告したいと思います。

◎日程第26 議案第42号 平成27年度新冠町一般会計 補正予算

○議長（芳住革二君） 日程第26 議案第42号 平成27年度新冠町一般会計補正予算 を議題といたします。提案理由の説明を求めます。中村総務課長。

(提案理由説明省略)

○議長（芳住革二君） 提案理由の説明が終わりました。

◎日程第27 議案第43号 平成27年度新冠町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算

○議長（芳住革二君） 日程第27 議案第43号 平成27年度新冠町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算 を議題といたします。提案理由の説明を求めます。堤 保健福祉課長。

(提案理由説明省略)

○議長（芳住革二君） 提案理由の説明が終わりました。

◎閉議宣告

○議長（芳住革二君） 以上をもって、本日の日程は全部終了しました。本日は、これをもって散会いたします。ご苦労さまでした。

（14時35分散会）